

## 令和元年度箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議 委員委嘱式及び第1回会議報告書

日 時： 令和元年8月2日（金曜日）14：00～16：00

場 所： 箱根町役場分庁舎4階 第5会議室

出席者：【箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議】

高井正委員長、倉田義巳委員、佐藤守委員、杉山慎吾委員  
 瀨瀨利博委員、安藤万奈委員、池島祥文委員、伊集守直委員  
 （欠席：高橋典之委員）

### 【箱根町】

山口町長、石川企画観光部長、片倉総務部長、伊藤企画課長、  
 吉田観光課長、村山財務課長、石川税務課長  
 早野企画課副課長、企画課特定政策係辻満・海野

※9月13日に開催した第2回会議で、会議報告書の委員名は委員A、B、C…と表記することに決定したものの。

### 【会議概要】

#### 1 委員委嘱式

企画課長

それでは、箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を開会します。

会議に先立ち、委員委嘱式を行います。

最初に、町長から委員に委嘱状をお渡ししますので、その場でお立ちいただき、委嘱状をお受け取りください。

（町長から委員に委嘱状を交付）

#### 2 町長あいさつ

企画課長

次に、町長からあいさつを申し上げます。

町 長

皆さん、こんにちは。町長の山口でございます。

会議に先立ちまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆さんにおかれましては、公私共にご多忙のなか、委員就任を快くお引き受けいただき、また、本日の会議にご

出席いただきまして、心よりお礼申し上げます。

ただいま、8名の方に箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議の委員の委嘱状を交付させていただきました。

皆さんの委員の任期は本日から3年間となりますが、この間、本町における観光まちづくりに関する財源のあり方の検討につきまして、ご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

当町は日本有数の国際観光地であり、全国一の入湯税収入や財政力指数が高いことにより裕福な町という見方ができる一方、観光振興に係る施策のほか、約1万1千人の人口で年間2,000万人の観光客を受け入れるためのごみ処理、下水道、消防救急など人口規模を大きく超える施設や人員を配置し、その維持に多大な費用をかけています。

このように、町税収入が多いものの、観光に係る支出も多いという特徴があるなかで、平成当初のバブル経済の崩壊以降、長引く地価下落の影響による固定資産税の減などにより、町税は、平成8年度の78億円から平成27年度には59億円と約19億円減収しました。この減少する歳入に対し、職員の削減をはじめとした行政改革、起債の抑制などの財政改革により、やり繰りしながら行財政運営を行ってきましたが、平成28年度以降、予算編成が出来ないほどの財源不足が生じたことから、行財政改革アクションプランをもとに、より一層の行財政改革に取り組んでいくことを町民の皆さまにお約束したうえで、固定資産税の超過課税を平成28年度から平成30年度までの3年間実施することとしました。

その間、改めてゼロベースで様々な検討を行いました。この一環として、町民や事業者の皆さまから幅広く意見を伺うことを目的として、平成28年度に行財政運営を考える町民会議を設置し、今後の行財政運営について意見交換した結果、本検討会議の設置目的としている本町が観光地として一層発展・成長するために、「観光」と「暮らし」を車の両輪のようにとらえて、両者が相互に好影響をもたらすような施策を実施すべきといった提言を頂きました。

この提言に加え、行財政改革有識者会議における議論をもとに、令和元年度以降の財源確保策について中期だけではなく長期を見据えて検討した結果、固定資産税超過課税を「当分の間」実施しつつ、5年毎に見直すことで議会の議決を頂きました。

また、令和6年度以降の長期は、財源不足の拡大が見込まれているため、宿泊税を中心に観光客の皆さまから負担を頂くための財源のあり方を検討する方針を決定し、これら一連の経過を踏まえて本検討会議を設置したものであります。

皆さまにご心配をおかけしておりますとおおり、大涌谷園地については、5月19日の噴火警戒レベル2への引き上げ以降、今日まで立ち入りを規制しております。今のところ4年前に比べ、影響は最小限に留まっていると感じておりますが、一日も早く警戒レベルが引き下げられることを願い、経過を見守っている状況にあります。ただし、自然相手のことでもありますので、先の見通しが立たない辛い状況にあるというのも事実でございます。そのようななか、町民や事業者の皆さまが安心して日々を過ごし、働ける町、観光客の皆さまにはさらに箱根を楽しみ、来て良かったと言ってもらえる観光地とするための施策を、これまで以上に推進していくことが、新しい令和という時代においても本町が日本有数の観光地として発展し続けるために必要であると考えています。

総合計画や部門別計画のほか、福祉、教育、まちづくりなどの施策を推進するための審議会や会議は、数多く設置していますが、その実施のための財源のあり方を検討する会議は、これまでなく、非常に重たいテーマであります。

忌憚のないご意見により議論を深めながら、丁寧に時間をかけて検討していく必要があります、将来、あのときに決断し、取り組んで良かったと思っただけのような会議にしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

企画課長

次に、箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議設置要綱第4条第1項の規定により、この検討会議の委員長を、委員の皆様の中から町長が指名いたします。

町長

委員長につきましては、これまで行財政運営を考える町民会議のアドバイザーや行財政改革有識者会議の委員を歴任されており、地方税がご専門の高井委員にお願いいたします。

企画課長

それでは、委員長は高井委員にお願いいたします。

高井委員は、委員長席に移動していただき、一言ごあいさつをお願いいたします。

委員長

改めまして皆さんこんにちは。町長からご指名を賜りましたので、若輩ですが、精一杯努めていきたいと思っております。

箱根町との関わりは、3年前の行財政運営を考える町民会議のアドバイザーの就任から始まっており、本検討会議の委員のうち、数名の方とは、当時、一緒に議論させていただきました。

現在は、帝京大学経済学部で教員を行っていますが、大学卒業から15年間、神奈川県庁に勤めており、一貫して税務部門を担当していました。特に最後の5年間は、皆様に年平均950円を負担していただいている水源環境保全税の創設に携わっていたほか、神奈川県としての法人2税の超過課税の更新や松沢知事の時に導入した企業誘致のためのインベスト神奈川という県税の減免策などを担当し、地方税の独自課税のようなものを行ってきましたので、この会議への参画を依頼されたものと考えています。

任期は3年ということですので、3年間、皆様、よろしくお願ひしたいと思っております。私のあいさつは以上です。

企画課長

ありがとうございました。

それでは、町長はこの後公務がありますので、ここで退席させていただきます。

(町長退席)

### 3 開会

企画課長

それでは、第1回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議を開催いたします。

資料は事前に会議次第、委員名簿、資料1、資料2、資料3、参考資料1、参考資料2及び参考資料3-1, 3-2を送付していますが、不足等ありますでしょうか。

また、本会議では会議録作成のため、音声認識システムを使用させていただきますので、ご承知おきください。

それでは、第1回目の検討会議となりますので、委員の皆様から自己紹介をお願いします。

(委員自己紹介)

企画課長

ありがとうございました。  
最後に、町職員の自己紹介をさせていただきます。

(町職員自己紹介)

企画課長

それでは、早速ですが議事に移りたいと思います。  
議事の進行は、箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議設置要綱第5条第1項の規定により、委員長が議長になることとしていますので、委員長をお願いします。

#### 4 議題

##### (1) 検討会議の目的及び会議運営について

委員長

それでは、早速、議題に入りたいと思いますので、議題の(1)検討会議の目的及び会議運営について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料1「箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議の目的、会議運営について」を基に、検討会議の概要、職務代理者の指名及び会議と会議録の公開・非公開の扱いについて説明した。

委員長

ありがとうございました。事務局から資料1の説明がありましたが、まず、説明内容についてご質問がございますか。  
無いようでしたら、事務局の説明にありましたが、議題(1)のなかで何点か決定する事項がございます。  
まず、資料1の1ページの、1検討会議の概要の(3)委員の構成等のなかで、委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、職務を代理するとありますが、職務代理については、横浜国立大学経済学部教授の伊集委員にお願いしたいと思います。  
また、2ページの2検討会議の運営についての(1)会議の公開ですが、会議については、原則、公開にしたいと思いますが、異議はございますか。

なお、(2)の会議録の扱いについて、記名とするか、委員名を特定しない形とするかについては、行財政運営を考える町民会議では、全て「委員」とし発言を区分しませんでした。行財政改革有識者会議では、発言者名を出していました。

今回は、団体推薦の方もいますが、個人的には、極力、会議結果は公開した方が良く考えています。また、本検討会議では報償費を頂いていますが、大本は税金なので、その観点からも公開した方が良くと思います。しかし、内容が内容だけに、組織を代表して発言することもあるかと思いますが、どのように考えますか。

委員 F 委員名は特定しない方が良くと思います。

委員 G 基本的に議論の内容は、町民に公開した方がよいと思いますが、行財政改革有識者会議の際は、私は、是非、記名で公開して欲しいと発言しました。

議事録を読む際に、誰がどの文脈で何を発言しているのか分からないと、内容を理解できないということが多々ありますので、議事録を町民の皆さんに読んでいただく、議事録を活用する点を重視するのであれば記名が良いと思います。

委員長 いかがいたしましょうか。

委員長の立場としては、こだわりはありません。

特に先ほどから申し上げている団体推薦で参加している方々が、発言し難いのであれば、特定しない形とし、別に気にしないということであれば、記名の形となりますが、いかがでしょうか。

委員 C 私は団体推薦で参加しているので、団体の総意のもと代表して発言する訳ですから、誰がどのような発言をしたかが分かる記名式ではなく、委員 A や B の形にしてもらいたいと思います。

委員 G そうであれば、委員 A、B という形でも構いませんが、少なくともどの順番で、何を発言しているのか、発言の繋がりが分かるようにしてほしいと思います。

委員長 確認ですが、ある委員を A とした場合、その委員の最初の

発言箇所を委員 A とし、以降、その委員が発言した場合は、同様に委員 A とする形でよいでしょうか。

委員 D

私は、どちらでも結構ですが、先程の、団体の代表としての意見という部分で心配もあると思います。これまでの議事録では「自治会としましては」というような発言は、残されていたので、実際は識別できる部分もあると思います。

それを完全に識別できない形にすると議事録を公開する意味が薄れてしまうことと、町民会議は、委員を特定しませんでした。委員数が多かったという理由もあると思います。

上手くまとめられませんが、私もどちらかという公開した方がよいかなという気がしています。

委員 C

今後、会議の結果を持ち帰り、団体で相談して次の会議で回答する場合もあると思うので、議事の内容により、名前を出しても問題ない部分と影響がある部分があると思います。

議論をざっくりばらに行うのは良いと思いますが、皆さんの意見を聞いて議論の最中やその後に、考えを改めることも有りうるので、発言者は特定できない方がよいと私は思いました。

委員 G

通常、公開前に各委員に対し発言内容の確認がありますので、修正したい発言があれば、対応が可能であると思います。

逆に、誰が発言したかを気にするあまり、充実した議論ができなくなることが一番問題だと思いますので、この場合は、ざっくりばらに議論し、議事録のチェックの際に、個人的な意見なので伏せておきたい部分があれば、修正すれば良いのではないかと思います。

委員 C

個人としては、名前を出しても構いませんが、組織を代表した発言、組織の総意と捉えられては困るという発言も出てくるのではないかと心配しています。

委員 D

この場で推薦団体を代表して発言したことをもって、町は各組織の合意が得られたと捉えないという認識で良いですか。例えば、ここで議論して財源のあり方が決定したから、周知は委員が各団体に行うというのではなく、町が、別途、周知を行うという流れでよいでしょうか。

- 企画課長** 検討会議の最終結果について、周知が必要であれば、町が行いたいと考えています。その点まで委員の皆さまにお願いする考えはありません。
- 委員長** 公募で参加された立場としては、いかがでしょうか。
- 委員 A** どちらでも構いませんが、やはり団体推薦で参加し、発言がそのまま議事録として出てしまうようだと困ってしまうとか、組織を背負っての発言と受け止められてしまうのは、困るのではないかと思います。
- 委員長** 町側は、何か考えがありますでしょうか。
- 企画課長** 議事録公開までの流れは、まず、発言者の氏名を記載した議事録案を各委員に送付し、内容の確認を依頼します。その際、発言の趣旨と異なる部分や団体の総意と取られるような記述となる部分などを指摘していただき、町で修正します。  
最後に、発言者を特定しない場合は、委員 A, B, C 又は委員のいずれかに修正し、町ホームページ等で公開します。  
委員の名前を出す、出さないという部分は、委員の皆さんが決定した方法で整理しますので、町として、どれが良いというものはありません。
- 委員長** 私の場合、委員長ですから、いずれにしても発言は特定されますが、どうしましょうか。  
個人名を伏せない場合に、委員 A, B, C という形にする方法と、前回の町民会議のように単に委員と記載する方法があると思いますが、いかがですか。
- 委員 D** もう 1 つ記名で全て公開するという 3 つの方法があると思います。町民会議等に参加されていなかった方は、議事録がどのような形で確認できて、どのようなものが公開されるかわからないと思いますので、第 1 回目の議事録を見ていただいて、次回の会議で判断するのはいかがでしょうか。
- 委員長** 通常、会議後に議事録案を作成して各委員が確認し、修正、公開するまでに 1 カ月程度かかると思います。

それでは、次回が9月13日ですので、提案がありましたとおり、一度、行って見て判断する形にしたいと思います。

これ以上議論しても、結論はでないと思いますので、必要であれば所属団体と調整していただき、また、初めて会議に参加される方は議事録の確認作業を実際に行ってみて、次回、判断したいと思います。

この議題のまとめですが、会議の公開・非公開については、公開とし、議事録の発言者の記載方法は、次回、もう一度検討しますので、調整や確認をお願いしたいと思います。

## (2) これまでの行財政改革と検討会議の設置に至る経過について

委員長

それでは、引き続き議題(2) これまでの行財政改革と検討会議の設置に至るまでの経過について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料2「これまでの行財政改革と検討会議の設置に至る経過について」を基に、平成以降の行政改革、財政改革に関する取組概要と、その後の行財政改革と固定資産税超過課税の実施から本検討会議の設置に至る経過について説明した。

また、参考資料2及び参考資料3-2を基に行財政運営を考える町民会議と行財政改革有識者会議の提言書の中で、本検討会議の設置に関わる部分について説明した。

委員長

ありがとうございました。

最後に、本検討会議で出された結果の反映方法の説明もありました。ご意見やご質問はありますでしょうか。

町民会議の頃から携わっている委員の方々は、当事者でしたので、大体イメージがつかめていると思いますが、特に、今回の検討会議で初めて委員になられた方で、確認したい点などがありましたらお願いします。

委員 G

基本的な確認ですが、資料2別紙の説明のなかで、この会議の検討結果を④の財政見通しと①の総合計画に反映させていくという説明がありましたが、財政見通しに反映させるとは、具体的にどのような作業を想定しているのでしょうか。

事務局

資料 2 別紙の④財政見通しの中長期財政見通しの平成 30～令和 9 年度と記載がある部分ですが、推計した結果、中期の令和 5 年度までは年平均 5 億円、長期の令和 6～9 年度は年平均 8.9 億円と財源不足が拡大する見込みとなっています。

長期は、今より 4 億円程度、財源不足が拡大する見込みのなかで、対応の一環として本検討会議を設置したことをイメージしていただくために矢印で示しただけなので、正確にいうと財政見通しの中に反映させるわけではないとご理解いただければと思います。

委員長

他にご質問等がありますか。確認事項等でも構いませんがいかがでしょうか。

委員 E

先ほどの説明は、もともと赤字で行政は支出を最適化し、収入は超過課税により、何とかやり繰りしてきました。

さらに長期を考えると、社会保障や公共施設などにお金が掛ることもあり財源が不足してしまうため、さらに何らかの方策を打たないといけない。その一つとして宿泊税を検討してくださいという説明があったかと思います。

この使い道にする質問ですが、現在、HOT21 観光プランの実施計画を策定している最中ですが、このプランの実施に必要な財源は、検討会議で検討するという理解でよろしいですか。財源不足の部分と支出増となる部分が、どのような関係にあるかわからなかったので質問しました。

HOT21 観光プランの実施計画で新規事業を行わず、支出が増えなくても、赤字が解消される訳ではない。そこで宿泊税をはじめとして、これから色々と議論していくと思いますが、仮に宿泊税が上手く導入できると HOT21 観光プランの実施計画でも色々なことを考えて実行することで観光客が増える。

宿泊客が増えると税金が増え、増えた税金を、さらに経済を拡大するように使っていくことで、いつか収支の帳尻が合う、均衡がとれるという計算まで成り立っているのでしょうか。現時点では、そこまでは分からないが、構造的にそうなるよう目指す、どちらの考え方でしょうか。

企画課長

固定資産税の超過課税は、1.58%で当分の間継続し、5年ごとに見直しすることを決定しましたが、これで確保できる

のは5億円程度で、長期では約9億円の不足が見込まれており、差し引き4億円の不足が見込まれています。

この長期の財源不足に備えるために、実現可能な宿泊税を中心として、お客様から広く負担していただく方法を、今から検討していくべきということが、出発点となっています。

HOT21 観光プランの実施計画を策定していると発言がありましたが、現状の中長期財政見直しには、HOT21 の新規事業に係る費用は入っておらず、結果として長期の財源不足額が9億円ではなく、実は11億円程度になってしまうということもあり得ると思います。

観光まちづくりの財源のあり方を検討するにあたり、当然、その部分も考慮する必要があると考えていますが、現状では含まれていないと認識していただければと思います。

委員長

ほかにご質問はありますか。

委員 D

私は、町民会議に参加していたので、経過を承知していますが、町民会議の提言書は、会議自体は終了しますが、この後に託しますというロジックでできています。

当時の議論を振り返ると、行財政改革アクションプランの内容も確認した方が良くはないかなど、細かい部分まで質問していましたが、それ以外に行政サービスの水準に関する検討をしないのかが重要な点でした。

町では、現状の行政サービスを維持するために固定資産税の超過課税を行うという考え方でしたが、町民会議では、その行政サービスが本当に必要なのか、本当に行うべきかどうか、そういう議論も出たと思います。

それはある程度、出尽くした感がありましたので、蓋をしてというのは変ですが、次のステップに行く考えなのか、その部分も、もう一度確認しながら整理をしていくのか。

新たな委員も加わっていますので、この検討会議でそこまで議論の対象にしているものなのか。この部分については、町はどのように考えているのでしょうか。

今回、ステップアップしているというのは、我々は理解していますが、新しい委員の方が、まだまだ行革が可能ではないかと思う部分があると思いますし、我々も町民会議の際に、この事務事業は廃止した方が良くはないかとか、これも議論しなければならないといった積み残した部分も沢山あっ

たと思いますが、その辺はどうでしょうか。

企画課長

会議の目的としては、今の発言にあった次のステップに上がった会議であると考えており、基本はそう捉えていただきたいと思います。

ただし、議論のなかで、このようなサービスは不要というようなご意見が出て、議論した結果については、資料2別紙の点線の矢印が総合計画に繋がっていますが、総合計画の見直しの中で反映すべきかどうか町で検討したいと考えています。総合計画も総合計画審議会という組織がありますので、本検討会議の結果を共有しながら進める形を考えています。

委員長

よろしいでしょうか。

3年前から町民会議を設置し、一つの結論が、今日の資料にもありました提言書として出ています。

ただし、時代も変わり状況も変化すれば、検討の必要が生じる可能が出てくるのは当然のことなので、基本は、次のステップに上がりますが、本検討会議に関連する内容で議論の必要があれば、改めて議論する可能性もあるということだと思います。

この会議の名称は、観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方を検討することで、かなりステップアップしていて、議論の対象が絞られていることを前提としつつ、過去に議論した内容も時点修正していくと理解しています。

委員 D

要綱に書かれているかもしれませんが、検討期間は、3年で構いませんが、最終成果物は提言になりますか。

事務局

資料3の裏面に今後のスケジュールがありますが、検討会議ですので、調査検討した内容をまとめた報告書か提言のどちらかを町に提出していただくことを考えています。

町民会議と異なるのは、意見の聴取だけではなく、要綱では、財源のあり方を具体的に調査検討すると位置付けていますので、その中で専門的かつ幅広い見地から検討した結果をまとめて町に提出していただくという形を想定しています。

委員長

要綱は、資料のどこにありますか。

事務局

資料1の3ページになります。第2条が所掌事務になっており、検討会議は、次に掲げる事項について調査検討を行うものとするということで、先ほど申し上げた観光まちづくりの充実・維持に関する財源のあり方に関することなど2項目について調査、検討していただいて、その成果を町に提出していただくという会議の位置付けになります。

委員 D

模範的な解答だと思いますが、報告書か提言書なのかは、委員に任せますということですか。

町としては、その成果物をどのように使うのでしょうか。

それは、はじめに確認しておく必要があると思います。検討会議の結果を踏まえて、別の組織に諮り決定する。もしくは、町政に鋭意反映させていく予定ですか、いろいろあると思いますが、いかがでしょうか。

企画課長

報告書又は提言書の扱いですが、令和6年度以降の財源確保策については、本検討会議の結果は、1つの大きな項目になると考えており、町は、基本的に報告書又は提言書の内容に沿って対応することとなります。

最終的には、全体の行財政運営の状況等を見て決定する必要があるので、資料2別紙の⑦に行財政改革有識者会議とありますが、この有識者会議で全般的な状況を踏まえた議論をお願いしたうえで、町が財源確保策を最終決定する流れを考えています。

事務局

先ほど行財政改革有識者会議の提言書の中で、長期の財源不足に対する備えとして、固定資産税超過課税以外の方策を検討しておくべきという意見があったことを説明しましたが、その方策を検討するのが、この会議となります。

これから観光まちづくりを進めるにあたり、施策や観光需要など歳出面でどのようなものが必要なのか、ある程度、想定したうえで、それを観光客の方から幅広く負担いただくための財源のあり方、さらに、徴収方法などの具体的な制度設計まで検討会議の中で検討していただき、その成果を報告書なり提言書という形でまとめることを想定しています。

現時点では、令和6年後以降の長期は、約9億円の財源不足が見込まれており、超過課税をそのまま継続しても、さらに約4億円不足するという状況にあります。

これに、先ほどの HOT21 の新規事業などが加わりますが、総合計画の後期基本計画が令和 4 年度から始まるので、町の新しい最上位計画のもとで必要な施策や事業を検討し、改めて中長期財政見通しを策定することを考えており、その中には、本検討会議で議論した結果、観光や暮らしの部分で必要な施策や事業が出てくれば、それを含めて推計します。

その結果、財源不足額が、先ほど企画課長が申し上げた 9 億円から 11 億円になってしまった場合、これを埋めるためにどのような財源確保策が良いか、全体の状況をみて総合的に検討するのが行財政改革有識者会議であり、固定資産税超過課税のみで対応できるのか、固定資産税超過課税と本検討会議で検討した新財源の併用がよいのか、新財源 1 本が良いのかということ、最終的に町が判断する際に意見をいただくことを考えています。

したがって、あくまでもこの検討会議は、観光に係る施策の部分と、観光に関連する暮らしの部分について、どのようなものが必要であり、そのためにはどのような財源が望ましいかを、議論していただくことを考えています。

それが 5 年後の財源不足に向けて、今から検討をはじめ結論が 3 年後あたりに出れば、後期の総合計画の策定期間などを勘案すると、残りの 2 年程度で、最終的な決定まで行くことができるのではないかと考えています。

委員長

もう少し具体的なイメージを掴んで議論するために、この後の議題 3 の説明を聞いた方がよいと思いますが、一端、休憩を取りたいと思います。その後、引き続き、議題 3 のなかで、今の件も含めて議論したいと思います。

(休憩)

(3) 検討会議における検討事項と今後のスケジュールについて

委員長

少し早いですが、全員揃いましたので、再開したいと思います。先ほど申しあげましたように、議題 (3) 検討会議における検討事項及び今後のスケジュールについて、説明をお願いします。

事務局

資料3「検討会議における検討事項と今後のスケジュールについて」を基に、検討事項及び今後のスケジュールについて説明した。

委員長

ありがとうございました。

質疑に入る前に、補足ですが、資料3の2ページの1番下から2行目の後半に会議は、令和2,3年度が各4回程度、令和4年度が2回の開催を予定しているようですのでご承知おきください。

事務局から、この検討会議での検討事項と今後のスケジュールについて説明がありましたが、ご質問はございますか。

また、議題(3)にかかわらず、本日の全体の内容でも構いませんので、ご不明な点やご質問がありましたらお願いしたいと思います。

先ほどの、最終形の件ですが、資料3の2ページの最後、報告書や提言などの取りまとめをして、町に提出すると、その後の話が先ほど少し出ていましたが、いかがでしょうか。

委員D

先ほどの議論から少し外れてしまうかもしれませんが、私達の守備範囲をいま決めかねている所があります。

まず、この観光まちづくりという言葉は、すごく良い言葉であると思っていますが、私たちの守備範囲は、先ほどの話ですと、基本的には、観光の話をする。観光が暮らしに影響を与える部分に関しては、一応守備範囲とするという認識をしていますが、それで合っていますか。

企画課長

町としても、その範囲を想定しています。

委員D

その部分をもう少し掘り下げますが、我々が町民会議の提言書で車の両輪と捉えると書いたのは、両方が絶対に必要であり、観光だけでも暮らしだけでも駄目で、両方が上手くいくようにすべきであるという認識であったと思います。

設置要綱を見ると「観光地として一層発展成長するために、観光と暮らしを両輪で捉える」と定義されています。町民会議の提言書では、観光地としてではなく町そのものの発展成長のためには、観光と暮らしの両輪が必要であるという考え方であり、比較的、観光に偏っているのではないかと思います。

すが、それで良いですか。その部分の考え方が上手く整理できていないのですが。

#### 企画課長

設置要綱第1条の、本町が観光地として一層発展成長するためにという部分ですが、この検討会議では観光に軸足を置いて、観光地であるがゆえに、町民の暮らしに影響を与える部分もあるなかで、相互に好影響を与えるようにしていくことを目指す訳ですから、観光に軸足を置いているのは、そのとおりです。

先ほど説明した財源不足が、例えば今後、11億円程度になりそうで、この会議で出していただいた提案をもとに、最終的な対応策を町は考えます。

その際、道路整備など、直接、観光に繋がらない行政需要に対する支出も多分にあります。行財政改革有識者会議では、その部分も含めて議論していただいて、全体的な状況を踏まえた提言をいただくという役割分担を、今は考えています。

#### 委員 G

今の内容に関連しますが、私も、観光まちづくりの意味するものが捉え切れていないところがあり、観光施策だけではなくそれと関連する暮らしの部分もという時に、最初は、観光まちづくり、箱根町は観光が基盤なので、それで町を作っていくという、もう少し緩やかなものかと思ったら中身としては、観光施策に軸足を置いて、暮らしの部分はそこに関連してくるものを対象とするというような説明でした。

その部分は、これまでも議論してきましたが、箱根町は基幹産業が観光で観光客が多いので、一般の同規模団体と比べて、ごみ収集や下水道に費用が掛かってしまうという特徴がある一方、町民向けのサービスも子育て支援や医療費補助なども行っているなかで、これらが観光と関係するかしらないかという時に、切り分けるのは難しいと思います。

恐らく、どこまでがこの会議の守備範囲なのかは、問題にせざるを得ない部分があり、議論し難くしている部分であると思います。

仮に切り分けて観光を軸にしたものに絞って、その財源を検討項目として考えるのは、それはそれで議論が難しくなるのではないのでしょうか。

つまり、観光施策にこれだけお金がかかっているのに、その財源をどのように確保したら良いかという議論では、結局

そのために税で賄うにしても目的税の形をイメージすることになってしまいますが、それでは財源のあり方の検討方策が絞られ、これまで入湯税や都市計画税など他税目も検討してきた中で、やはり実際は、観光だけではなく、一般の町民サービスも色々支出をしているので、それを広く賄うために、使い道を特定しない、いわゆる普通税という形で、調達するというのが、一つ重要な検討のポイントであったと思います。

したがって、少し広い意味で財源のあり方を検討するのであれば、観光あるいは観光関連で幾ら必要になってくるというように先に使い道を特定し、それを何で賄うかという議論にしてしまうと、財源の検討対象が制約されてしまう問題があります。

その意味では、必要な費用の計算は広くとった方が良くと思いますし、そうすると行財政改革有識者会議との役割分担がますます見えなくなってしまう、両方の会議に参加している委員もいるので、その部分は少し難しくなると思いますが、その部分を最初に整理しておかないと、結局、また後で役割分担が分からなくなってしまうという懸念があります。

企画課長

ありがとうございます。こちらの説明が分かり難い部分もありますので、その辺りを整理して、次回、改めて議論をお願いしたいと思います。

委員長

まさに、それをお願いしようと思っていました。

イメージ図のような感じで、守備範囲、当然、きっちり分けられないと思いますので、この会議は主にこの部分、有識者会議はこの部分、総合計画であれば条例に基づく審議会が必要ですよ。

その辺りの関係性が分かるようなイメージ図を作っていたければ、それを基に議論ができますし、頭も整理できると思いますので、よろしくお願いします。

他にご質問はありますか。

委員 D

回答は次回で構いませんが、HOT21 観光プラン実施計画は、この会議においても重要な要素ですが、いろいろな経過があり、現在、町から箱根 DM0 に策定委託が出されているなかで、夏中に第一弾の案を提出するべく、観光課と調整しています。

新しい HOT21 基本計画では、計画期間を 2027 年までとし、

KPI も同様に 10 年後に置いていますが、実施計画は、そこまで、定める必要があるのか。決めるべきではないのではないかという話も出ていて、現状の想定では 5 年後程度の具体的なアクションプランに落とし込むのが、まず先ではないかという話を観光課としています。

その部分の検討も平行して進めていかなければいけないので、12 月に HOT21 観光プランの実施計画に係る事業費まで策定するとしたら、年間 10 億円程度必要ですという大まかな金額しか出せず、それを頑として通すことになるという意味がないと思いますので、少しスケジュール感も含めて調整いただきたいと思います。

#### 委員 E

この資料 3 の (1) の充実分と維持分というのは、充実分は、これから前向きに何か取り組んでいく部分、維持分は、現状を維持するためのものという理解でよいでしょうか。

HOT21 観光プランの実施計画について、今年 12 月までに所要額をきちんと出せないこともないかもしれませんが、それをやろうとすると、参考資料 3-2 の各税目の検討結果では宿泊税は試算額が 9 億円となっていますが、宿泊税で 9 億円を確保するためには、どの程度、宿泊者の伸びが必要であり、その方々からいくらいただき、そのためにどういうプロモーションなどの仕掛けが必要かということバックキャスト的に積んでいけば可能かだと思いますので、そのような局地的な試算は、是非、一緒に前向きに行いたいと思います。

ただし、それを町が許容し、議会が議決するような筋書きが書けるかどうかは別だと思いますが、その部分を考えていけないと、最終的には何億円不足するので財源が必要というロジックが成り立たなくなるのではないかと思います。

そのようなことは是非やっていけたらと考えていますが、先程の発言のとおり、12 月までに HOT21 観光プラン実施計画の全施策に対し、所要額を出せなくはありませんが、絵に描いた餅にはしたくないと考えていますので、出さない方が良くないかなと感じています。

#### 企画課長

HOT21 観光プランの実施計画は、本検討会議で検討していく際に、非常に重要なものと考えていますので、その部分は連携して情報共有しながら、場合によっては、必要な調整を加えながら、議論を進めていきたいと考えています。

委員長 次回のイメージ図では、HOT21 観光プランとの関係も含まれると思いますので、その辺の整理もお願いします。  
他にございますか。

委員 H 今年度は、第4回に予定されている新しい税金的な手法を取るのか取らないのかという話は、重要ではないかと思っ  
ていますが、4回目では、年度をまたぐ形となり間が空くこと  
と、新税を入れるか入れないかの検討には結構時間かかると  
聞いていますので、もう少し早めに頭出しをしてもらった方  
が良いのではないかという気がしました。

委員長 令和元年度の4回目の議題を、もう少し早めてはどうかと  
いうことですか。

委員 H 検討期間が3年程度かかるという意味では、もう少し早め  
に頭だした方が、良いのではないかと思いました。

委員長 事務局はどうですか。検討に時間がかかるのであれば、早  
め早めに項目出しをしておいた方がいいに越したことはない  
ですから、その辺のことを意識して、次回以降、お示しいた  
だければと思います。この辺でよろしいでしょうか。そうし  
ましたら大体時間になりましたので、次回、第2回は、9月  
13日の金曜日ということをお願いいたします。

それから、私の発言はこれで最後ですが、事務局に幾つか  
宿題をお願いしましたし、組織を背負って参加されている委  
員の議事録の記載方法についても、各委員で考えておいてい  
ただければと思います。

それでは、これで議事は終了しましたので、進行を事務局  
にお返しいたします。

## 5 閉会

企画課長 本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。  
これを持ちまして、第1回観光まちづくりの充実・維持に  
係る財源のあり方に関する検討会議を閉会します。